

若草園を支える会会則

第1条（名称）

本会の名称は「若草園を支える会」（以下、本会という）と称する。

第2条（目的）

本会は、若草園の充実、発展と入所児童の生活問題の支援・啓発に寄与することを目的とする。

第3条（事業）

若草園の行事活動への参加及び協力を行う。

- 2 会報（後援会だより）を年1回以上発行し、本会の活動状況等の報告を行う。
- 3 若草園入所児童、職員及び会員の親睦を図る。
- 4 若草園への物心両面からの支援を行う。
- 5 その他、第2条の目的を達成するのに必要な事業を行う。

第4条（会員）

本会の会員は、第3条の事業への参加協力をを行い、本会の目的に賛同する個人及び団体とする。また、会費及び寄付金は必要とせず会報及び若草園機関紙等の情報を受け、若草園及び入所児童の理解に努める個人及び団体を賛助会員とする。

第5条（運営）

運営は会費及び寄付金をもって行う。

- 2 会費及び寄付金の使途は第3条の事業を行うためのものとする。
- 3 会費は1口1,000円とする。
- 4 会計年度は7月1日から翌年6月30日までとする。

第6条（役員）

本会には次の役員を置く。

- 2 会長1名、副会長若干名、監事2名、会計・事務若干名。
- 3 会長は本会を代表し、会務を総括し、役員会を招集することができる。
- 4 副会長は会長を補佐するとともに、会長事故ある時には会長代行を行う。
- 5 会計及び事務は会長が指名する。
- 6 会計は会費及び寄付金の管理を行う。
- 7 監事は会務及び会計の監査を行う。
- 8 役員は役員会において決定する。
- 9 役員の任期は2年とする。

第7条（会議）

本会は役員会をもって運営する。

- 2 役員会は、必要に応じて開催し、本会の運営に必要な事項について審議する。
- 3 本会は若草園と密接な関係にあり、連絡協力を深めるために若草園役員の出席を要請することができる。

第8条（事務局）

事務局を社会福祉法人栄光会若草園の中に置く。

所在地：高知県四万十市下田2211番地

（付 則）

- ①本会は2007年2月27日に設立する。
- ②この会則は2007年2月27日より有効とする。
- ③2010年5月23日改定（事務局番地）
- ④2011年5月28日改定（役員人数など）
- ⑤2017年5月27日改定（会計年度）
- ⑥2018年8月11日改定（設立時期表示）
- ⑦2020年8月29日改定（賛助会員、語句）
- ⑧2021年8月28日改定（役員、会議）